

令和9年度大学入学者選抜実施要項の主な変更点

令和9年度大学入学者選抜実施要項	令和8年度大学入学者選抜実施要項
第3 入試方法 1 入学者の選抜は、調査書の内容、学力検査（各大学が実施する教科・科目に係る個別テスト（以下「教科・科目に係る個別テスト」という。）又は大学入学共通テスト。以下同じ。）、小論文・面接・実技検査等、資格・検定試験等、志願者本人の記載する資料や高等学校に記載を求める資料等（定義に関しては、後述の第6の1から5に掲げるとおり。）を、アドミッション・ポリシーに応じて組み合わせ、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。 その際、下記(1)のほか、各大学の判断により、入学定員の一部について、下記(2)及び(3)のような多様な入試方法を工夫することが望ましい。 (1) 一般選抜 <u>学力検査、小論文等を主な資料とし、また、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性によっては実技検査等を主な資料に加えつつ、調査書、面接、入学志願者本人の記載する資料等を組み合わせ、入学志願者の能力・意欲・適性等を評価・判定する入試方法。</u> (2) 総合型選抜 <u>一般選抜とは異なる観点や方法により評価を行うという前提のもと、詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に評価・判定する入試方法。</u> <u>この方法による場合は、以下の点に留意する。</u> ① 入学志願者自らの意志で出願できる公募制という性格に鑑み、志願者本人の記載する資料*を必ず評価に活用する。 *志願者本人が記載する活動報告書、大学入学希望理由書及び学修計画書等。 ② <u>入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する総合型選抜の趣旨に鑑み、志望する学問分野に対する意欲や適性等に係る面接（ディベート、集団討論、プレゼンテーション、口頭試問等を含む。オンラインによる実施を含む。）による評価を必ず行う。その際、第13の2(2)に記載の事項を含め、入学志願者の障害等の特性に配慮する。</u>	第3 入試方法 1 入学者の選抜は、調査書の内容、学力検査（各大学が実施する教科・科目に係る個別テスト（以下「教科・科目に係る個別テスト」という。）又は大学入学共通テスト。以下同じ。）、小論文・面接・実技検査等、資格・検定試験等、志願者本人の記載する資料や高等学校に記載を求める資料等（定義に関しては、後述の第6の1から5に掲げるとおり。）を、アドミッション・ポリシーに応じて組み合わせ、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。 その際、下記(1)のほか、各大学の判断により、入学定員の一部について、下記(2)及び(3)のような多様な入試方法を工夫することが望ましい。 (1) 一般選抜 <u>学力検査、小論文・面接・実技検査等を主な資料としつつ、調査書、志願者本人の記載する資料等を組み合わせる入試方法。</u> (2) 総合型選抜 <u>詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせつつ、以下の点に留意して評価・判定する入試方法。</u> ① 入学志願者自らの意志で出願できる公募制という性格に鑑み、志願者本人の記載する資料*を積極的に活用する。 *志願者本人が記載する活動報告書、大学入学希望理由書及び学修計画書等。 ② <u>総合型選抜の趣旨に鑑み、可否判定に当たっては、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。なお、高度な専門知識等が必要な職業分野に求められる人材養成を目的とする学部・学科等において、総合型選抜を実施する場合には、当該職業分野を目指すことに関する入学志願者の意欲・適性等を特に重視した評価・判定に留意する。</u>

令和9年度大学入学者選抜実施要項	令和8年度大学入学者選抜実施要項
③ <u>言語能力及数理的思考力を含め大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力等も適切に評価するため、調査書等の出願書類だけではなく、第6の1から4に掲げる評価方法のうち少なくともいずれか一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。ただし、第6の1を活用する場合は、<u>各大学における学修に必要な範囲で、高等学校段階での基礎的な学習の成果を問うものとし、他の評価方法との間でバランスの取れた配分で判定に活用する。</u></u> ④ <u>高度な専門知識等が必要な職業分野に求められる人材養成を目的とする学部・学科等において、総合型選抜を実施する場合には、当該職業分野を目指すことに関する入学志願者の意欲・適性等を特に重視した評価・判定に留意する。</u> (3) 学校推薦型選抜 <u>一般選抜とは異なる観点や方法により評価を行うという前提のもと、出身高等学校長の推薦に基づき、調査書を主な資料としつつ、以下の点に留意して評価・判定する入試方法。なお、本選抜については、入学志願者自らの意志のみで出願できるものではなく、特定の大学・学部等で教育を受けるにふさわしい能力・意欲・適性等を有する入学志願者を高等学校長が判断するものであることから、推薦要件を可能な限り具体的に設定し、募集要項等により示さなければならない。</u> ① <u>入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する学校推薦型選抜の趣旨に鑑み、志望する学問分野に対する意欲や適性等に係る面接（ディベート、集団討論、プレゼンテーション、口頭試問等を含む。オンラインによる実施を含む。）による評価を必ず行う。その際、第13の2(2)に記載の事項を含め、入学志願者の障害等の特性に配慮する。</u> <u>ただし、高等学校との緊密な連携により、意欲や適性等を含め丁寧なマッチングが図られていると考えられる非公募型の学校推薦型選抜であって合格した際には入学することを入学志願者が確約して受験するものについては、大学の実情に応じて面接の可否を判断することができる。</u>	③ 大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力等も適切に評価するため、調査書等の出願書類だけではなく、第6の1から4に掲げる評価方法のうち少なくともいずれか一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。ただし、第6の1を活用する場合は、<u>第4の2に基づき実施すること。</u> (②より移動) (3) 学校推薦型選抜 出身高等学校長の推薦に基づき、調査書を主な資料としつつ、以下の点に留意して評価・判定する入試方法。なお、本選抜については、入学志願者自らの意志のみで出願できるものではなく、特定の大学・学部等で教育を受けるにふさわしい能力・意欲・適性等を有する入学志願者を高等学校長が判断するものであることから、推薦要件を可能な限り具体的に設定し、募集要項等により示さなければならない。 (新規)

令和9年度大学入学者選抜実施要項	令和8年度大学入学者選抜実施要項
② <u>言語能力及び数理的思考力を含め大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力等も適切に評価するため、高等学校の学習成績の状況など調査書・推薦書等の出願書類だけではなく、第6の1から4に掲げる評価方法のうち少なくともいずれか一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。ただし、第6の1を活用する場合は、各大学における学修に必要な範囲で、高等学校段階での基礎的な学習の成果を問うものとし、他の評価方法との間でバランスの取れた配分で判定に活用する。</u> ③ (略) 2～3 (略) 第4 試験期日等 1 大学入学共通テストの実施期日は以下のとおりとする。 本試験 令和9年1月16日、17日 追試験 令和9年1月23日、24日 2 教科・科目に係る個別テスト（各大学で実施する一般選抜、総合型選抜及び学校推薦型選抜において実施する教科・科目に係る個別テスト）の期日については、次により適宜定める。 (1) 試験期日 令和9年2月1日から3月25日までの間 (削除) (2)～(3) (略) 3 (略)	① <u>大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力等も適切に評価するため、高等学校の学習成績の状況など調査書・推薦書等の出願書類だけではなく、第6の1から4に掲げる評価方法のうち少なくともいずれか一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。ただし、第6の1を活用する場合は、第4の2に基づき実施すること。</u> ② (略) 2～3 (略) 第4 試験期日等 1 大学入学共通テストの実施期日は以下のとおりとする。 本試験 令和8年1月17日、18日 追試験 令和8年1月24日、25日 2 教科・科目に係る個別テスト（各大学で実施する一般選抜、総合型選抜及び学校推薦型選抜において実施する教科・科目に係る個別テスト）の期日については、次により適宜定める。 (1) 試験期日 令和8年2月1日から3月25日までの間 <u>なお、総合型選抜及び学校推薦型選抜において、上記の期間（令和8年2月1日）よりも前に教科・科目に係る個別テストを実施する場合には、調査書等の出願書類に加え、第6の3又は5に掲げる評価方法と必ず組み合わせて丁寧に評価しなければならない。</u> <u>ただし、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。</u> (2)～(3) (略) 3 (略)

令和9年度大学入学者選抜実施要項	令和8年度大学入学者選抜実施要項
4 総合型選抜については、<u>一般選抜とは異なる観点や方法により時間をかけて丁寧</u> <u>に選抜を行うため、入学願書受付を令和8年9月1日以降とし、その判定結果を令</u> <u>和8年11月1日以降に発表する。その評価に当たっては、時間をかけて丁寧な選抜</u> <u>を行うという趣旨を十分に踏まえ、第3の1(2)に記載の事項を遵守した上で、教</u> <u>科・科目に係る個別テストを令和9年2月1日よりも前に実施することができる。</u> <u>この場合、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。</u> 5 学校推薦型選抜については、<u>一般選抜とは異なる観点や方法により時間をかけて</u> <u>丁寧</u>に選抜を行うため、入学願書受付を令和8年11月1日以降とし、その判定結果 を令和8年12月1日以降で一般選抜の試験期日の10日前まで（学校推薦型選抜で 大学入学共通テストを活用する場合は前日までのなるべく早い期日）に発表する。 <u>その評価に当たっては、時間をかけて丁寧な選抜を行うという趣旨を十分に踏まえ、</u> <u>第3の1(3)に記載の事項を遵守した上で、教科・科目に係る個別テストを令和9年</u> <u>2月1日よりも前に実施することができる。この場合、高等学校教育に対する影響</u> <u>や入学志願者に対する負担に十分配慮する。</u> 6 (略) 第5 (略) 第6 評価方法 1 教科・科目に係る個別テストの実施 (1) (略) (2) 教科・科目は、学習指導要領に定められている教科・科目の中から、高等学 校教育に及ぼす影響にも配慮しつつ、大学・学部等の目的、特色、専門分野等 の特性に応じ、各大学が定める。 なお、<u>文理横断・文理融合教育を通じた課題解決力の涵養等の重要性に鑑み、</u> <u>高等学校における言語能力及び数理的思考力の育成に十分配慮するとともに、</u> 複数教科を統合して学力を判断する総合的な問題の出題など、工夫に努めるこ とが望ましい。 (3)～(5) (略) 2 (略)	4 総合型選抜については、入学願書受付を令和7年9月1日以降とし、その判定結 果を令和7年11月1日以降に発表する。 5 学校推薦型選抜については、入学願書受付を令和7年11月1日以降とし、その判 定結果を令和7年12月1日以降で一般選抜の試験期日の10日前まで（学校推薦型 選抜で大学入学共通テストを活用する場合は前日までのなるべく早い期日）に発表 する。 6 (略) 第5 (略) 第6 評価方法 1 教科・科目に係る個別テストの実施 (1) (略) (2) 教科・科目は、学習指導要領に定められている教科・科目の中から、高等学 校教育に及ぼす影響にも配慮しつつ、大学・学部等の目的、特色、専門分野等 の特性に応じ、各大学が定める。 なお、複数教科を統合して学力を判断する総合的な問題の出題など、工夫に 努めることが望ましい。 (3)～(5) (略) 2 (略)

令和9年度大学入学者選抜実施要項	令和8年度大学入学者選抜実施要項
3 小論文・面接・実技検査等の活用 入学志願者の「自らの考えを論理的・創造的に形成する思考・判断の能力」や「思考・判断した過程や結果を的確に、更には効果的に表現する能力」を含む能力・適性等を多角的に評価・判定するため、アドミッション・ポリシーに応じ、小論文、面接、実技検査、エッセイ、口頭試問、ディベート、集団討論、プレゼンテーション等を活用することが望ましい。 主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関する学部等（教員養成学部にあつては主専攻）においては、学力検査のほか、実技に関する検査を課すことが望ましい。 本記載の小論文・面接・実技検査等（第6の3）については、第6の1と異なる評価方法として規定している趣旨を踏まえ、専ら教科・科目に係る知識を問うこと（例えば、教科・科目に係る知識を問う問題を小論文等の形式で行うこと）にならないように留意しなければならない。 4～5（略） 第7～第9（略） 第10 募集要項等 1 募集要項 (1)～(2)（略） (3) 第3の入試方法について、アドミッション・ポリシーに基づき、評価・判定の方法や対象等に取扱いの差異を設ける場合には、募集人員を分けることとする。<u>2以上の選抜区分により入学者選抜を実施する場合には、それぞれの選抜区分ごとに評価・判定の方法や区分を設ける理由をアドミッション・ポリシーとの関係を整理して示した上で、(1)に掲げる募集人員等を記述する。</u> (4)（略） 2 入学手続 (1)（略） (2) 入学料を含む学生納付金について、「私立大学における入学者選抜の公正確	3 小論文・面接・実技検査等の活用 入学志願者の「自らの考えを論理的・創造的に形成する思考・判断の能力」や「思考・判断した過程や結果を的確に、更には効果的に表現する能力」を含む能力・適性等を多角的に評価・判定するため、アドミッション・ポリシーに応じ、小論文、面接、実技検査、エッセイ、口頭試問、ディベート、集団討論、プレゼンテーション等を活用することが望ましい。 主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関する学部等（教員養成学部にあつては主専攻）においては、学力検査のほか、実技に関する検査を課すことが望ましい。 本記載の小論文・面接・実技検査等（第6の3）については、第6の1と異なる評価方法として規定している趣旨を踏まえ、<u>令和8年2月1日以前に行う際</u>、専ら教科・科目に係る知識等を問うこと（例えば、教科・科目に係る知識を問う問題を小論文等の形式で行うこと）にならないように留意しなければならない。 4～5（略） 第7～第9（略） 第10 募集要項等 1 募集要項 (1)～(2)（略） (3) 第3の入試方法について、アドミッション・ポリシーに基づき、評価・判定の方法や対象等に取扱いの差異を設ける場合には、募集人員を分けることとし、<u>2以上の選抜区分により入学者選抜を実施する場合には、それぞれの選抜区分ごとにその評価・判定の方法や区分を設ける理由を示した上で、(1)に掲げる募集人員等を記述する。</u> (4)（略） 2 入学手続 (1)（略） (2) 入学料を含む学生納付金について、「私立大学における入学者選抜の公正確

令和9年度大学入学者選抜実施要項	令和8年度大学入学者選抜実施要項
保等について」(平成14年10月1日付け14文科高第454号文部科学事務次官通知) <u>」</u>「<u>経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知等について(通知)</u>」(令和8年1月26日付け7文科高第1555号総合教育政策局長・高等教育局長通知) <u>」</u>「<u>高等教育の修学支援新制度に係る授業料等減免事務処理要領及び機関要件の確認事務に関する指針の改訂について</u>」(令和8年3月31日付け事務連絡) 及び「<u>私立大学における入学科に係る学生の負担軽減等について(通知)</u>」(令和7年6月26日付け7文科高第491号高等教育局私学部長通知)等を踏まえ、その額の抑制<u>及び負担軽減のための方策を講ずるよう努めるとともに</u>、各大学が設定している額や納付時期等の趣旨や考え方について、<u>社会の理解を得られるよう積極的に説明すること</u>。納付が困難な学生に対しては、独自の減免又は分割納入、納付時期の猶予等の措置を積極的に講じるよう努め、これらの措置の具体的内容を募集要項等に明記する。特に、高等教育の修学支援新制度の利用者については、制度の利用を希望する学生が申請してから支援対象者としての認定を行うまでの間、各校において授業料の納付を猶予することを原則としており、適切に取り扱うこと。 (3)～(4) (略) 第11～第12 (略) 第13 その他注意事項 1 入学者選抜の実施に係る体制の整備 (1) <u>学長のリーダーシップの下、入試担当の理事、副学長等が入試業務全体を統括し、各学部等の入試担当と密接に連携するなど、入学者選抜業務全般に係るガバナンス体制を構築するとともに、入学者選抜のプロセス全体を把握した上で、入学者選抜に関するマニュアルの作成等により、業務全体のチェック体制を確立する。</u> <u>また、責任体制の明確化、入学者選抜の実施に関する学内規程の整備、入試担当教職員の選任における適格性の確保、研修の実施など実施体制の充実を図る。</u>	保等について」(平成14年10月1日付け14文科高第454号文部科学事務次官通知) <u>及び</u>「<u>経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知等について(通知)</u>」(令和7年2月25日付け6文科高第1864号総合教育政策局長・高等教育局長通知) <u>及び</u>「<u>高等教育の修学支援新制度に係る授業料等減免事務処理要領及び機関要件の確認事務に関する指針の改訂について(通知)</u>」(令和7年3月31日付け6文科高第2376号高等教育局長通知)等を踏まえ、その額の抑制に努め、<u>納付が困難な学生に対して、独自の減免又は分割納入、納付時期の猶予等の措置を積極的に講じるよう努め、これらの措置の具体的内容を募集要項等に明記する</u>。特に、高等教育の修学支援新制度の利用者については、制度の利用を希望する学生等が申請してから支援対象者としての認定を行うまでの間、各校において授業料の納付を猶予することを原則としており、適切に取り扱うこと。 (3)～(4) (略) 第11～第12 (略) 第13 その他注意事項 (新規) <u>(3 (1) より移動)</u>

令和9年度大学入学者選抜実施要項	令和8年度大学入学者選抜実施要項
<u>(2) 試験の実施における緊急時の対応も含めた迅速性のある全学的な連絡体制を確立するとともに、入学者選抜に関わる全ての者にそれぞれの業務内容の周知徹底を行い、教員及び事務職員が一体となり、出願から試験実施、評価・判定、入学に至るまでの業務を一貫したプロセスとして管理することにより、円滑かつ公正な入学者選抜に努める。</u> <u>2～3 (略)</u> <u>4 入学者選抜の実施に係るミスの防止</u> 各大学は、受験者に影響を与えることがないよう、業務の効率性に配慮しつつ以下の対応を図ることなどにより、入学者選抜の実施に係るミスの防止に努める。 <u>(1 入学者選抜の実施に係る体制の整備 へ移動)</u> <u>(1) 試験問題の点検においては、試験実施前に点検するだけではなく、試験実施中及び実施後においても速やかに、作題者以外の者も含めて、二重、三重に点検を行うこと等により、出題ミスの防止及び早期発見に努める。</u> また、学習指導要領や設定した出題範囲との関係について確認するとともに、問題の文面だけではなく、問題の内容や条件設定についても確認するなど、受験者の立場に立ち、解答が導き出せるかなどについて点検を行う。 <u>(1 入学者選抜の実施に係る体制の整備 へ集約)</u> <u>(2) 採点及び合否判定においては、解答や電算処理のチェック体制を確立し、追加合格者の決定も含め、その実施結果に誤りがないか複数人で点検・確認する。</u> その際、電算処理については、予定していた処理が実際に実行されているこ	(新規) <u>1～2 (略)</u> <u>3 入学者選抜の実施に係るミスの防止</u> 各大学は、受験者に影響を与えることがないよう、業務の効率性に配慮しつつ以下の対応を図ることなどにより、入学者選抜の実施に係るミスの防止に努める。 <u>(1) 学長のリーダーシップの下、入試担当の理事、副学長等が入試業務全体を統括し、各学部等の入試担当と密接に連携するなど、入学者選抜業務全般に係るガバナンス体制を構築するとともに、入学者選抜のプロセス全体を把握した上で、入学者選抜に関するマニュアルの作成等により、業務全体のチェック体制を確立する。</u> また、チェック体制を不断に点検するとともに、入学者選抜に関わる全ての者にそれぞれの業務内容の周知徹底を行う。 <u>(2) 試験問題の点検においては、試験実施前に点検するだけではなく、試験実施中及び実施後においても速やかに、作題者以外の者も含めて、二重、三重に点検を行うこと等により、出題ミスの防止及び早期発見に努める。</u> また、学習指導要領や設定した出題範囲との関係について確認するとともに、問題の文面だけではなく、問題の内容や条件設定についても確認するなど、受験者の立場に立ち、解答が導き出せるかなどについて点検を行う。 <u>(3) 試験の実施においては、教員及び事務職員が一体となり、緊急時の対応も含めた迅速性のある全学的な連絡体制を確立し、円滑な試験実施に努める。</u> <u>(4) 採点及び合否判定においては、解答や電算処理のチェック体制を確立し、その実施結果に誤りがないか複数人で点検・確認する。</u> その際、電算処理については、予定していた処理が実際に実行されていることも確認する。

令和9年度大学入学者選抜実施要項	令和8年度大学入学者選抜実施要項
とも確認する。 また、合否判定結果の公表等においては、複数の担当者により二重、三重に点検を行う。 (3) 外部から入学者選抜におけるミスに係る指摘等があった場合には、速やかに作題者以外の者も含めて組織的な体制で検証を実施するなど、適切に対応する。 (4) 入学者選抜においてミスが生じた場合には、受験者に丁寧に対応するとともに、ミスが生じた原因を分析し、再発防止策を策定し、入学者選抜に関するマニュアル等の改善を行うなど、ミスの再発防止に努める。 <u>5 入学者選抜の公平性・公正性の確保</u> (1) 入学者選抜は、中立かつ公平・公正に実施することを旨とし、試験問題の漏洩や不適切な合否判定など入学者選抜の信頼性を損なう事態が生ずることのないよう、学内で不正抑止が働く体制や仕組みを設けるとともに、入学者選抜の実施に係る体制や方法等に関して自己点検・評価を実施する。 (2) 試験問題の作成においては、入学志願者に関係者や親族がいる教職員を作成・点検に関与させないこととし、外部の機関又は専門家の協力を得ることについては、機密性、中立性、公平性・公正性の観点から十分慎重に対応する。 また、パーソナルコンピュータを用いて試験問題を作成する際には、機密性の観点から第三者のアクセスを防止するための措置を適切に講じる。 <u>(6 受験者による不正行為の防止 へ集約)</u>	また、合否判定結果の公表等においては、<u>追加合格者の決定も含め、複数の担当者により二重、三重に点検を行う。</u> (5) 外部から入学者選抜におけるミスに係る指摘等があった場合には、速やかに作題者以外の者も含めて組織的な体制で検証を実施するなど、適切に対応する。 (6) 入学者選抜においてミスが生じた場合には、受験者に丁寧に対応するとともに、ミスが生じた原因を分析し、再発防止策を策定し、入学者選抜に関するマニュアル等の改善を行うなど、ミスの再発防止に努める。 <u>4 入学者選抜の公平性・公正性の確保</u> (1) 入学者選抜は、中立かつ公平・公正に実施することを旨とし、試験問題の漏洩や不適切な合否判定など入学者選抜の信頼性を損なう事態が生ずることのないよう、<u>学長を中心とした責任体制の明確化、入学者選抜の実施に関する学内規程の整備、入試担当教職員の選任における適格性の確保、研修の実施など実施体制の充実を図る。</u> また、<u>入学者選抜の適正性を確保するため、学内で不正抑止が働く体制や仕組みを設けるとともに、入学者選抜の実施に係る体制や方法等に関して自己点検・評価を実施する。</u> (2) 試験問題の作成においては、入学志願者に関係者や親族がいる教職員を作成・点検に関与させないこととし、外部の機関又は専門家の協力を得ることについては、機密性、中立性、公平性・公正性の観点から十分慎重に対応する。 また、パーソナルコンピュータを用いて試験問題を作成する際には、機密性の観点から第三者のアクセスを防止するための措置を適切に講じる。 (3) <u>受験者の不正行為を防止するため、次のことに取り組む。</u> ① <u>不正行為に該当する行為及び罰則について、事前に整理をし、その内容を募集要項等において周知する。</u> <u>この他、各大学の判断により、例えば、不正行為については、警察に被害届を提出する必要があることを周知することも考えられる。</u> ② <u>受験者の所持品について、入試方法や受験者数など、大学の実情に応じて、試験場に持ち込めないもの、試験時間中に使用できないもの又は身に付ける</u>

令和9年度大学入学者選抜実施要項	令和8年度大学入学者選抜実施要項
(3) 特定の受験者の優遇や特定の属性による差別的な取扱いが行われないよう、また評価者の間で評価・判定の観点や手法の共通化が図られるようにするため、受験者の氏名・受験番号のマスクングや複数人での採点・点検など、不正を防止するための方策を講ずるとともに、評価・判定の方法や基準についてマニュアル等を整備する。 (4) 合否判定の方法や基準を明確に定め、あらかじめ募集要項等により公表し、それを遵守する。合否判定は、中立かつ公平・公正な意思決定が行われるよう教授会や入試委員会等の合議制の会議体で行い、その際に用いる資料には、原則として評価・判定に用いない情報は記載せず、又はマスクングを施す等の配慮をする。また、補欠合格候補者の取扱い及び繰上合格に係る手続についてもあらかじめ定めておく。なお、合理的配慮による代替措置等を行う場合については、評価・判定の方法を明確化することが望ましい。 (5) 次のような公平性・公正性を欠く不適切な選抜は行わない。 ① 合否判定の方法や基準に基づかず恣意的に特定の受験者を合格又は不合格としたり、それらの方法や基準に基づき決定した成績の順番を恣意的に飛ばして合格又は不合格としたりすること。 ② 合理的理由がある場合を除き、性別、年齢、現役・既卒の別、出身地域、	<u>ことができないもの、大学が持ち込みや使用を禁止しているものを試験時間中に発見した場合の取扱い（不正行為として扱われる等）を募集要項等で明示する。</u> <u>また、試験時間中に使用することを認めていない通信機器の試験場への持ち込みを認める場合には、試験開始前に電源を切らせるとともに、大学の実情に応じて、例えば、鞆に収納させること等についても説明を行う。</u> ③ <u>監督者が巡視を円滑に行うことができるよう、受験者の座席の配置など試験室の設定の工夫を行うとともに、試験時間中は、静謐な環境保持に十分に留意しながら、試験室内の巡視を適切に行うこと。その際、巡視時に注意を要する観点（例えば、手の位置、受験者の目線等）を踏まえ、監督者等に周知する。また、大学の実情に応じて必要な監督者や巡視を補助する人員を確保する。</u> (4) 特定の受験者の優遇や特定の属性による差別的な取扱いが行われないよう、また評価者の間で評価・判定の観点や手法の共通化が図られるようにするため、受験者の氏名・受験番号のマスクングや複数人での採点・点検など、不正を防止するための方策を講ずるとともに、評価・判定の方法や基準についてマニュアル等を整備する。 (5) 合否判定の方法や基準を明確に定め、あらかじめ募集要項等により公表し、それを遵守する。合否判定は、中立かつ公平・公正な意思決定が行われるよう教授会や入試委員会等の合議制の会議体で行い、その際に用いる資料には、原則として評価・判定に用いない情報は記載せず、又はマスクングを施す等の配慮をする。また、補欠合格候補者の取扱い及び繰上合格に係る手続についてもあらかじめ定めておく。なお、合理的配慮による代替措置等を行う場合については、評価・判定の方法を明確化することが望ましい。 (6) 次のような公平性・公正性を欠く不適切な選抜は行わない。 ① 合否判定の方法や基準に基づかず恣意的に特定の受験者を合格又は不合格としたり、それらの方法や基準に基づき決定した成績の順番を恣意的に飛ばして合格又は不合格としたりすること。 ② 合理的理由がある場合を除き、性別、年齢、現役・既卒の別、出身地域、

令和9年度大学入学者選抜実施要項	令和8年度大学入学者選抜実施要項
居住地域等の属性を理由として一律に取扱いの差異を設けること。 ③ 合理的配慮を行っていることを理由に入学試験の結果を減点することや、特定の科目が免除されているにもかかわらず、そのことを考慮せずに一律に合計点を比較することによって、合理的配慮を受けた受験者に対して不利な扱いをすること。 これらは、正規合格者の決定のみならず、補欠合格候補者の決定や繰上合格に係る手続においても同様である。 (6) 大学が受験の勧誘を行う場合には、それをもって直ちに合格を確約するものと誤解されることのないよう留意する。 (7) 合格発表前に個別に受験者の保護者等の関係者と接触するなど、入学者選抜の公平性・公正性を損なうような行為は厳に慎み、万一、特定の受験者に対する特別な優遇や配慮を求める外部からの働きかけや申出等があった場合には、大学として入学者選抜の公平性・公正性を損なうことのないよう毅然と対応する。 <u>6 受験者による不正行為の防止</u> (1) <u>必要な出願書類を適正に設定するとともに、募集要項等において以下の点について周知し、出願書類の適正性を確認する。</u> ① <u>記入事項、提出書類等の真正性の確保</u> ② <u>所持品として試験場に持ち込めないもの、試験時間中に使用できないもの又は身に付けることができないもの、大学が持ち込みや使用を禁止しているものを試験時間中に発見した場合の取扱い（不正行為として扱われる等）</u> ③ <u>不正行為に該当する行為及び罰則</u> ④ <u>必要に応じて追加的な確認を行ったり、警察に被害届を提出したりする場合があること</u> (2) <u>試験実施に当たり、監督者が巡視を円滑に行うことができるよう、受験者の座席の配置など試験室の設定の工夫を行う。また、本人確認を適正に行うとともに、試験時間中は静謐な環境保持に十分留意しながら、試験室内の巡視を適切に行う。その際、巡視時に注意を要する観点（例えば、服装、手の位置、受</u>	居住地域等の属性を理由として一律に取扱いの差異を設けること。 ③ 合理的配慮を行っていることを理由に入学試験の結果を減点することや、特定の科目が免除されているにもかかわらず、そのことを考慮せずに一律に合計点を比較することによって、合理的配慮を受けた受験者に対して不利な扱いをすること。 これらは、正規合格者の決定のみならず、補欠合格候補者の決定や繰上合格に係る手続においても同様である。 (7) 大学が受験の勧誘を行う場合には、それをもって直ちに合格を確約するものと誤解されることのないよう留意する。 (8) 合格発表前に個別に受験者の保護者等の関係者と接触するなど、入学者選抜の公平性・公正性を損なうような行為は厳に慎み、万一、特定の受験者に対する特別な優遇や配慮を求める外部からの働きかけや申出等があった場合には、大学として入学者選抜の公平性・公正性を損なうことのないよう毅然と対応する。 <u>(新規)</u>

令和9年度大学入学者選抜実施要項	令和8年度大学入学者選抜実施要項
<u>験者の目線等）を監督者等に周知する。また、大学の実情に応じて必要な人員を確保する。</u> <u>(3) オンラインによる試験を実施する場合には、その特性に対応した本人確認及び不正防止のための措置を講じる。</u> <u>(4) 入学時点においても、選抜過程で不正が発生していないことが確認できるよう、本人確認など必要な措置を講じる。</u> <u>7 ICTを活用したオンラインによる試験の実施</u> 入学志願者の居住地や各大学の実情等に応じ、ICTを活用したオンラインによる試験の実施（オンラインによる個別面接やプレゼンテーション、オンライン模擬授業を受講した上で、その内容に関するレポートの提出、実技動画の提出等）等の工夫をする場合には、入学志願者による利用環境の差異や技術的な不具合の発生等によって、特定の入学志願者が不利益を被ることのないよう、例えば次のような配慮を行う。 (1) 通信環境の不具合が生じ、試験続行が困難になった場合、当日の時間を繰り下げ、又は予備日を設けて選抜を行う。 (2) 入学志願者が通信環境を整えることができない場合、大学でのオンライン受験も可能とする。 (3) 大学にサポートデスクなどの連絡窓口を設け、不測の事態に個別に対応できるようにする。 (4) ICTを活用して選抜を行う場合においても、障害のある入学志願者に必要な合理的な配慮を行う。 <u>8～11（略）</u> <u>12 外国人を対象とした入試</u> (1) 私費外国人留学生の入試に当たっては、「<u>「外国人留学生の在籍管理が適正に行われない大学等に対する指導指針」の運用に関するガイドライン</u>」（令和8年4月28日策定、文部科学省高等教育局参事官（国際担当））及び「外国人	<u>5 ICTを活用したオンラインによる試験の実施</u> 入学志願者の居住地や各大学の実情等に応じ、ICTを活用したオンラインによる試験の実施（オンラインによる個別面接やプレゼンテーション、オンライン模擬授業を受講した上で、その内容に関するレポートの提出、実技動画の提出等）等の工夫をする場合には、入学志願者による利用環境の差異や技術的な不具合の発生等によって、特定の入学志願者が不利益を被ることのないよう、例えば次のような配慮を行う<u>とともに、受験者の不正行為を未然に防止するため、不正行為の内容及び罰則等について、募集要項に明記するなどの対応を行う。</u> (1) 通信環境の不具合が生じ、試験続行が困難になった場合、当日の時間を繰り下げ、又は予備日を設けて選抜を行う。 (2) 入学志願者が通信環境を整えることができない場合、大学でのオンライン受験も可能とする。 (3) 大学にサポートデスクなどの連絡窓口を設け、不測の事態に個別に対応できるようにする。 (4) ICTを活用して選抜を行う場合においても、障害のある入学志願者に必要な合理的な配慮を行う。 <u>6～9（略）</u> <u>10 外国人を対象とした入試</u> (1) 私費外国人留学生の入試に当たっては、「外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について（通知）」（令和7年4月23日付け7高参国第14号文部科学省高等教育局参事官（国際担当）通知）に基づき、入学志願者が真

令和9年度大学入学者選抜実施要項	令和8年度大学入学者選抜実施要項
留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について（通知）」（令和8年4月28日付け8高参国第7号文部科学省高等教育局参事官（国際担当）通知）を踏まえて実施し、入学志願者が真に修学を目的とし、その目的を達するための十分な能力・意欲・適性等を有しているかを適切に判定する。特に、日本語など必要な能力の基準（日本語で授業を行う場合、「日本語教育の参照枠」（令和3年10月12日文化審議会国語分科会）において、高度に自立して日本語を理解し使用することができる水準とされているB2以上が目安）を明確化し、適正な水準を維持することが重要である。また、国際交流等の推進の観点から、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の積極的な活用や、当該試験やICTを活用した試験等に基づく適切な評価・判定を通じた渡日前入学許可の実施について配慮することが望ましい。 (2)～(3)（略） 13（略） 第14 備考 この要項は、令和8年度に実施する令和9年度大学入学者選抜に適用する。<u>ただし、令和9年度大学入学者選抜における総合型選抜又は学校推薦型選抜のうち、令和8年度に既に実施されていた選抜区分であって、第3の1(2)又は(3)に則って令和9年度大学入学者選抜から面接を導入することが難しいものについては、遅くとも令和11年度大学入学者選抜までに面接を導入する。</u> なお、この要項により実施し難い事情のある大学は、募集要項の発表前（募集要項の発表後に募集要項のとおり実施し難い事態が生じた場合には、速やか）に、文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室に連絡する。	に修学を目的とし、その目的を達するための十分な能力・意欲・適性等を有しているかを適切に判定する。特に、日本語など必要な能力の基準（日本語で授業を行う場合、日本語能力試験N2レベル相当以上が目安）を明確化し、適正な水準を維持することが重要である。また、国際交流等の推進の観点から、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の積極的な活用や、<u>当該試験を利用した渡日前入学許可の実施について配慮することが望ましい。</u> <u>特に入学志願者にかかる負担軽減の観点から、外国人入学志願者の選抜については、ICTを活用したオンラインによる試験の実施等の工夫により、可能な限り渡航を伴わない方法により実施するなどの工夫に配慮する。</u> (2)～(3)（略） 11（略） 第14 備考 この要項は、令和7年度に実施する令和8年度大学入学者選抜に適用する。 なお、この要項により実施し難い事情のある大学は、募集要項の発表前（募集要項の発表後に募集要項のとおり実施し難い事態が生じた場合には、速やか）に、文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室に連絡する。